

アポロ美容理容専門学校学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、学校教育法及び美容師法・理容師法に基づき、専門知識及び技術を教授することにより、美容師及び理容師の養成教育を行い、もって広く社会人としての教養と応用力を身につけ、社会の発展と公衆衛生の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、アポロ美容理容専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を東京都八王子市万町 2 3 番地 2 に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程は、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼	衛生専門課程 (衛生関係)	美容科	2年	37人	74人	2	
		理容科	2年	8人	16人	2	
	計			45人	90人	4	

(学年及び学期の終始期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2 学期は、つぎのとおりとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏季休業 8 月 1 日から 8 月 3 1 日まで

(4) 冬季休業 1 2 月 2 5 日から 1 月 5 日まで

(5) 春季休業 3 月 1 9 日から 4 月 4 日まで

(6) 開校記念日 4 月 1 日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、変更することがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 3 章 授業時数及び教職員組織

(授業時数)

第 8 条 本校の授業時数は、別表 1 のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第 9 条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、講義にあつては、3 0 時間をもって 1 単位、演習にあつては、3 0 時間をもって 1 単位、並びに実験、実習及び実技にあつては 4 5 時間をもって 1 単位とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第 10 条 他の専修学校、大学等において別途特に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

(始業及び終業の時刻)

第 11 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課 程 名	始業時刻	終業時刻
昼	衛生専門課程	9 : 0 0	1 7 : 4 0

(教職員組織)

第 12 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 人
- (2) 教員 20 人以上 (専任 10 人以上、兼任 10 人以上)
- (3) 助手 1 人以上
- (4) 事務職員 4 人以上
- (5) 学校医 1 人

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第 13 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程 (昭和 26 年文部省令第 13 号) により文部科学大臣の行った大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則 (平成 17 年文部科学省令第 1 号) により文部科学大臣の行う高等学校卒業認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 省令の要件に該当する中学校卒業者を含む。
- (9) その他専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入学時期)

第 14 条 本校の入学時期は、毎年 4 月 1 日とする。

(入学手続、許可)

第 15 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第 23 条に定める選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

- 2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- 3 入学試験の内容について、推薦入学及び一般入学は書類選考・面接及び作文とする。
- 4 選考基準は別に定める。
- 5 本校に入学許可された者は、入学許可の日から 10 日以内に第 25 条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

(転学)

第 16 条 他の理容（美容）養成学校から本校へ転入及び本校から他の理容（美容）養成学校へ転出を希望するものについては、所定の手続きにより許可することがある。

(休学、復学)

第 17 条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、10 日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第 18 条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

第 19 条 校長は、各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

第 20 条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第 21 条 前条に規定するところにより、衛生専門課程美容科及び衛生専門課程理容科を修了した者は、専門士（衛生専門課程）と称することができる。

第 5 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 22 条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上、科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第 6 章 賞罰

(褒章)

第 23 条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒章することがある。

(懲戒)

第 24 条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 7 章 入学金、授業料等

(納付金)

第 25 条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

選考料	15,000円
入学金	120,000円
授業料	460,000円(年額)
実験実習費	100,000円
施設設備費	200,000円
施設管理費	120,000円
校友会費	20,000円
教材費	380,000円(1年次)
教育充実費	70,000円(1年次)
	50,000円(2年次)
海外研修費	200,000円(2年次)

ただし、教材費と海外研修費は、社会情勢の動向により変動する場合もある。

(納入及び納入の特例)

第 26 条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。
- 3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第 27 条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続を行わずに授業料を3箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第 28 条 既に納入した授業料、入学金及び選考料は、原則として返還しない。ただし、校長が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

(健康診断)

第 29 条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

第8章 附帯教育

(附帯教育)

第30条 本校の附帯教育は、次のとおりとする。

課 程	学科名	修業期間	総定員
通信課程	美容学科	3年	90人
通信課程	理容学科	3年	42人

2 附帯教育の入学金、授業料等は次のとおりとする。

入学金	50,000円
授業料	114,000円
実験実習費	26,000円
施設設備費	66,000円
施設管理費	11,000円

3 授業の方法等については、別添のとおりとする。

4 通信課程の入学時期は10月とする。

5 添削指導のための組織として、教育相談窓口を設置し、担当教員を2名置く。

第9章 雑 則

(施行細則)

第31条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2. この学則は、平成17年4月1日から施行する。
3. この学則は、平成18年2月1日から施行する。
4. この学則は、平成18年9月19日から施行する。
5. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
6. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
7. この学則は、平成20年10月1日から施行する。
8. この学則は、令和3年4月1日から施行する。

(通信課程に関する補足事項)

1. 通信養成を行う地域

関東・甲信越地域（東京・神奈川・埼玉・千葉・茨城・群馬・栃木・山梨）